

平成20年度 第4回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成20年7月29日（火） 15時00分～17時10分
2. 場 所：中央合同庁舎第7号館西館14階共用特別会議室－1
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査に関する具体的な指針について
 - (2) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査の目的
- 資料2 登録政治資金監査人
- 資料3 国会議員関係政治団体
- 資料4 監査指針
- 資料5 政治資金監査報告書
- 資料A 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）（未定稿）
- 資料B 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）
～領収書等の確認に当たっての留意事項～
- 資料C 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）
～会計責任者に対するヒアリングに当たっての留意事項～
- 資料D 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）
～政治資金監査報告書記載要領～
- 資料E 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）
～監査事項を確認するためのチェックリスト～
- 資料F 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）

～会計帳簿の記載要領～

資料G 論点メモ

資料H 登録政治資金監査人の研修について（案）

（本文）

【上田委員長】 それでは、ただいまから第4回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多用中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、第2回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを、事務局からお渡しさせていただきましたが、第2回委員会の議事録について、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【上田委員長】 では、御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思います。また、第3回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の議題の「政治資金監査に関する具体的な指針について」でございますが、説明を事務局をお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、資料の御説明をさせていただきます前に、配付しております資料を、たくさんいろいろな資料を置いておりますので、御確認をいただきたいと思います。委員会次第と配付資料目次としまして、資料1から資料5までとなっております。これは本日の会議の公表される資料ということで用意をいたしております。一方、非公表資料の方につきましては、先ほど御紹介のありました前回第3回の議事録と、それから、資料A、B、C、D、E、F、G、Hまでそれぞれとじて、最後のHは1枚紙になっておりますが、このように委員限りの資料として8種類用意をさせていただいております。それぞれ資料1から5に沿って御説明するに際しまして、委員限りの資料もあわせて御覧いただきたいと思います。

それでは、まず資料1、政治資金監査の目的についてでございますが、これにつきまして、前回から修正しているところを御説明したいと思いますので、委員限りの方の資料A、監査マニュアルの未定稿を御覧いただきたいと思います。こちちの方の資料1に沿ってお

りますところは政治資金監査の目的、資料Aの3ページ、4ページ、5ページということになるわけですが、前回御覧いただいたものから修正した点は赤で書いてあります。字句の修正、それから、前回御意見をいただいた点の修正がございますので、4ページを御覧いただきたいと思います。上から7行目のところで、「支出を網羅的にチェックする制度」という「網羅的」ということについて、記載されていないものまで含めての網羅性という誤解が生じないようにという御指摘がございましたので、これにつきましては、「すべての支出」ということに改めております。

それから、「透明性を確保する」というところにつきまして、より高めるというニュアンスを出すことで、「透明性の向上を図る」という表現。また、今回の監査制度、収支報告の適正の確保というものに力点が置かれているということで、あわせて「適正の確保」という表現を加えております。それから、「収支報告書では明らかでなかった支出の透明性」という表現だったのですが、これでは今まで全然明らかではないということになりかねないということで、その点につきまして、「これまで以上に」ということに改めております。

それから、続きまして、政治資金監査報告書について、「意見表明を行うものではない」という表現をしておりましたが、これにつきましては、「意見表明を求めるものではない」というふうに改めております。

それから、5ページを御覧いただきますと、これにつきましては、基本的にただ単に「監査」と書いてあるところを、正式に誤解のないように「政治資金監査」と改めています。また、「政治団体」につきましても、「国会議員関係政治団体」という正式な言い方に改めているところでございます。

資料1につきましては、以上でございます。

【上田委員長】 では、まず資料1の政治資金監査の目的及び関連する委員限りの資料につきまして、御質問とか御意見ございましたら、どうぞ御発言をいただきたいと思いません。

前回特に問題になった「網羅的」というのは、こういう表現に変えて。

【小見山委員】 はい。大変ありがたいと思います。

ちょっと確認だけよろしいですか。ここのところに「網羅的」ということで、前回もお話をお聞きした点なんです、収入と支出を通過勘定のような形で使われた場合に、例えば、ある方からお金を借りてお返ししたとします。それが本来だったら収入に上げ、支出

に上げるということですが、両方とも書かなかったとします。そこで我々が収支報告書を見せていただいたときの支出を見ますと、そこには出ていないわけです。ですから、それで一応網羅的ではないのですけれども、支出はオーケーですよとなります。ただ、帳簿の横にある通帳を拝見しますと、その通帳には出入りが両方に書いてある。そのときに、収支報告書は網羅的ではないということになりますが、それはよろしいんですね、我々の方で通帳を拝見させていただかなくても。

【松崎参事官】 その点については、今回の監査で、銀行の預金通帳まで見るということにはなっておりませんので、あくまでも領収書と会計帳簿、収支報告書、この3つの整合性がとれているかというところを見るということでもあります。

【小見山委員】 ありがとうございます。

【上田委員長】 それから、もう1点は、意見表明を行うもの。これを「意見表明を求めるもの」、ここら辺は、こういう表現でよろしいですか。

【小見山委員】 私どもは本当にそれで。

【上田委員長】 ほかに委員の皆さん、何かございますか。

よろしゅうございますか。それでは、次に資料2の登録政治資金監査人及び関連する委員限り資料につきまして、参事官、説明をお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、資料2、登録政治資金監査人のところでございますが、これは資料2と委員限りの資料Aとで、基本的には同じことを書いてあるんですが、ここで書いておりますのは、基本的には法律の条文から引いてきております。監査人の資格でありますとか、監査人が登録を受ける場合に、注記として、登録免許税を納めなければいけないこと。それから、取り消し、抹消といったことを4ページ、それから委員限りの資料では6ページで書いております。

資料2の5ページを御覧いただきたいと思います。委員限りの方は7ページでございますが、業務制限についてでございますが、業務制限につきましては、前回の委員会におきまして、政治資金課の方からの説明がありまして、基本的にその方向で検討を進めることになっておりまして、それを書き起こすと委員限りの資料の7ページの「(2) 業務制限」のところ、・の2つ目、3つ目、4つ目が、省令として追加がされるということになるのですが、省令改正がまだ先の予定でございますので、当面公表される資料におきましては、法律で書いてあることまでは記載をしておりますが、このほかの業務制限については、省令改正の内容を踏まえて記載ということにとどめております。そこで実際、最終的に書く

ことは、資料Aの7ページに書いてあることを想定しておるものでございます。

それから、次に、資料2の「2. 登録政治資金監査人の職務」のところにつきましても、法律に基づいて書いております。それから、6ページを御覧いただきますと、登録政治資金監査人の責任でございますが、この責任につきましては、政治資金規正法に基づいて、守秘義務違反、それから、監査報告書への虚偽記載の規定がございますので、それを書いております。それにあわせて、各土業法につきましても、今回の政治資金監査にかかって、信用失墜行為に相当するものがあれば、懲戒処分の対象となり得ることについて、最後のところで記載をしております。

資料2については、以上でございます。

【上田委員長】 では、ただいまの説明につきまして、御質問とか御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしゅうございますか。それでは、次に資料3の方に。

【松崎参事官】 それでは、資料3は、国会議員関係政治団体について記述をしておるものでございますが、これも先ほどと同じように、基本的には法律の条文を確認的に書いているわけでございます。1.が、国会議員関係政治団体の定義で、2.の方では、国会議員関係政治団体の会計責任者等の責務。ここで特に会計責任者の側でやるべきこと、法律上やらなければいけないことを列記しております。また、2つ目の○のところ、会計責任者は、収支報告書を提出するときは、政治資金監査を受けなければいけないということを書いております。

なお、今回、監査制度が入ることによって、収支報告書の適正さというか、収支報告書の中身についての責任が、あたかも会計責任者から監査人に移ったかのような誤解が、政治団体の側にも若干あるようにも仄聞しておりますので、そうではないということを、ここで会計責任者の責務ということをきちっと書くことによって、はっきりさせていただきたいということも、ここに書かれている趣旨でございます。

8ページ目でございますが、特に今回、国会議員関係政治団体、監査の対象となる政治団体につきまして、年の途中で国会議員関係政治団体になる場合と、年の途中で国会議員関係政治団体でなくなるケースといった2つのケース、いろいろ出てくるのではないかと。その場合の監査として、どういう監査を行うか。特に、年の途中で領収書の徴収義務が発生したりなくなったりということになってまいりますので、監査人の側の方で困らないように、その点につきましては、実施要領の方できちんと、どの期間について何を監査する

のかということ、わかりやすくしていきたいと考えております。

それから、最後のところでは、監査報告書の提出義務は監査人が負っているのか、会計責任者が負っているのかという御疑問もございましたので、それについては、当然収支報告書に合わせて監査報告書を提出するというのは、会計責任者であって監査人ではないということ、最後のところで記述をしております。

以上でございます。

【上田委員長】 ただいまの御説明に、何か御質問、御意見ございませんか。

【小見山委員】 ちょっとだけ。責任のことに関しては全くそのとおりで、大変ありがたいと思っておりますし、収支報告書の作成責任は、あくまでも会計責任者にあるということで明言していただいたので、これで十分だと思うんですが、実は、こちらの方の資料3を一般の方が御覧になるのではなくて、政治資金監査報告書を御覧になると思うんですが、政治資金監査報告書におきましては、私の責任はということで、監査人の責任がここに書かれております。その中に、収支報告書の作成責任は、会計責任者にあるという言葉をお入れいただくようなことは、お考えになっておりませんか。

【松崎参事官】 今、小見山委員の御質問は、委員限りの資料Dの方を御覧いただくとよくわかるのではないかとということで、皆様にもちょっと資料Dを御覧いただきたいと思いますが、そこに「1. 監査の概要」と書いてありまして、その(3)のところになるかと思えます。よろしいでしょうか。

「(現場対応マニュアル) ~政治資金監査報告書記載要領~」と四角で囲ってある資料の四角の中の「1. 監査の概要」の(3)で、「私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について」と、このように書いてありまして、ここに収支報告書を作成する責任が会計責任者にあるんだということを明記してはどうかということの御意見かと思いますが、その点について事務局の内部では、そういう案も当然あるなということなんですが、ここでは会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類についてというところで、会計帳簿等の作成は、会計責任者が行っているんだということを、この部分で一応記述はしているつもりではあるんですが、小見山委員がおっしゃるように、ストレートに、いわゆる二重責任というのを明文化しきれているかということ、こういうところにその趣旨は込めているというところがございます。

【小見山委員】 わかりました。ちょっとこれは私どもの方も、もう少し考えさせていただければと思います。十分よくわかりました。すみません、ありがとうございます。

【上田委員長】 ほかの委員の方、御意見は。

【牧之内委員】 ちょっとよろしいですか。今見ている1、2、3、4、5というのは、本日公表される資料ですか。

【丹下事務局長】 そうです。

【牧之内委員】 そうしたら、ちょっと形式的なことで申しわけありませんが、ちょっと前に戻っていただいて、資料2です。資料2の6ページ、3.の○がずっと並んでいますが、それぞれ性格が違うし、ほかのものを見ますと、○の中身が・で書いてありますので、6ページが一番上が○だとすると、その下の3つの○は・じゃないかという、極めて形式的な、事務的なことを申しあげましたけれども。

【丹下事務局長】 なるほど。小項目だということですよ。

【牧之内委員】 後で整理をしていただければ。

【丹下事務局長】 わかりました。

【上田委員長】 今のは何ページですか。

【牧之内委員】 6ページです。6ページに、監査人の責任として、○で、以下のとおり規定されているとありますね。それにまた○でずっと並んでいますが、ほかのところはこういう書き方だと、2つ目の・以下は・になる。要するに、中身ですので。そういうところを統一していただいた方がいいんじゃないかということでもあります。

【上田委員長】 はい。

ほかにございますか。よろしゅうございますか。では、次をお願いします。

【松崎参事官】 それでは、続きまして、資料4の監査指針についてでございますが、これにつきましては、まだ幾つか論点がございまして、委員限りの資料の多くをここで御説明をさせていただきますので、中身をさらに幾つかに分けて御説明をさせていただきたいと考えております。

まず資料4、監査指針と、委員限りの資料Aの11ページを御覧いただきたいと思いません。公表用の資料で9ページ、非公表のマニュアルについては11ページでございますが、まず、前回から修正を加えている点につきまして、赤字で書いてあるところの御説明をさせていただきます。

1つは、上から3つ目の○につきましては、ちょっと言葉が重なっておりましたので、そこを整理したというところがございます。それから、先ほどと同様、政治資金監査、また国会議員関係政治団体といった言葉を使っております。

5つ目の○を削除しております。これは御議論がございました監査調書としての記録保存について、マニュアル上は明記をしないということで、ここから削除をしております。

それから、次のところは、法律の言いぶりに沿って手直しをしております。

それから、その次の「政治資金監査の業務に関して入手した資料、国会議員関係政治団体からの回答書等を適切に保存すること」、これにつきましては、若干なお検討を要すると考えておまして、この点については、公表用の資料には含めておりません。これは保存期間ですとか、こういったもの自体の記録が残っているということについて、どういうふうに評価されるかということ、監査調書等に関連する問題の検討も必要かと思っております。

それから、次のところの指揮命令云々のところは、やや書き過ぎているところもありますので、除いております。

調査方法については変わっておりません。全数を調査するということ。

それから、次に12ページを御覧いただきたいと思いますが、ここでは2つ目の○のところで加えておりますが、今回の監査においては、会計帳簿等の関係書類、それから領収書等につきましても、それぞれ現物を見ていただくということを書いております。

それから、政治資金監査契約の締結のところでは、契約の締結の時期で、監査対象年の終了後に契約を締結するというだけではなくて、まさに監査対象年が開始される前、また年の途中で締結をされて、契約を締結して、その次の「(4) 政治資金監査の事前準備」の最後の○で加えている赤いところにいくんですが、12ページの一番下ですが、「円滑な政治資金監査を行う上で必要がある場合には、政治資金監査対象年の開始前又は年の途中において、会計帳簿の記載や領収書等の保存等の会計事務について、必要な助言等を行っても差し支えないものであること」ということを加えております。これにつきましては、終了のときにいきなり監査に入っても、いろいろまさに事前準備がちゃんとなされているかどうかということによっては、極めて監査業務が大変になりかねませんので、その点、効率的な円滑な監査を行うためには、こういうことも考えられるということでございます。

この点までの事柄を、やや言葉をはしょって公表用にしたものが資料4の9ページになっております。9ページの方は、こういう形での公表ということでございます。

続きまして、個別の監査指針のところを御説明したいと思います。まず(1)でございますが、これは会計帳簿や領収書等が保存されているかどうかということで、そもそも保存の確認をしなければいけないのが当該監査対象年だけなのか、あるいは、それまでの保

存義務がかかっている3年分なのかということで、こちらで内部で検討するという事で、前は検討中ということにしていた部分でございますが、これにつきましては、なお書きのところでございますが、関係書類は監査対象年に係る関係書類であって、過去3年分ではないということを留意してくれということを書いております。また、実際、保存の確認ということですが、それにつきましては、保存対象となる関係書類について、一覧表の作成を会計責任者に求め、その一覧表と現物の照合をします。これによって、その年における監査すべき書類が明らかになると同時に、監査したものが、今後きちんと保存されていくということで、そういう監査をして保存されるという流れが、この一覧表を作成して、それで確認するという事でつくれるのではないかと考えております。

続きまして、(2)でございますが、(2)には幾つか論点がございまして、それにつきましては、論点メモというものもあわせて御覧いただきたいと思っております。資料の最後から2つ目、資料Gというのを下の方からお出しただければと思っております。まず、前回は御議論いただいた点でございますが、会計帳簿に必要な記載事項が記載されているかどうか、どこまで確認するかということで、特に支出先の住所を書くということが、法律上明記をされております。それにつきましては、今回の監査では、どこまで確認して監査をしたということにすべきかという点についてでございます。

資料Gの論点メモの論点1のところでございますが、これにつきましては、対応案として4つ考えられようかと思っております。1つは、法令どおり、すべての支出について支出先の住所の記載を徹底し、記載がない場合には、監査報告書にその旨記載をする。2つ目は、収支報告書との突合という観点から、収支報告書で記載が求められている1万円を超える支出について、住所の記載を徹底し、記載がない場合は監査報告書にその旨記載する。この場合、1万円以下の支出については確認を行わない。3つ目ですが、すべての支出について、会計帳簿に住所が記載されているかどうか確認をします。それで記載がない場合には、その旨指摘をします。指摘はするんですが、政治資金監査報告書には記載をしない。また、指摘する場合、その指摘にとどめて、指摘を受けて会計帳簿に住所が記載されたかどうかの確認までは行わない。そこまでは監査人に求めないということ。それから、4つ目は、住所についての記載の確認はしない。そのかわり、会計帳簿のどこを見るかと言えば、領収書等との突合、整合性があるかという点では、領収書の記載事項、支出の目的、金額、年月日と言われておりますので、これら3つのことが会計帳簿と整合性があるか、一致しているかといったことをもって、支出の状況を確認したということと

うかということでございます。

それにつきましては、幾つか理由を掲げまして、今申し上げました③の考え方でどうかと考えております。1つは、会計帳簿に支出の状況が記載されていることを確認することが監査事項となっておりますので、確認しないということを正面切って言うのは難しいということが1点。それから、一方で、すべての支出について記載を徹底して、それが履行されているかどうかまで求めるというのは、政治団体の方は当然やらなきゃいけないということになるかもしれませんが、一方で、監査人の側においても相当な負担が予想されるということ。それから、住所の記載というのは、実質的に考えますと、架空の支出を計上させないということでそうなっていようかと思いますが、そこまで仮に見ていなくても、収支報告書で明らかにされる、また1万円以下のものについても領収書等が公開対象になっているということから、それらの実態を確認する制度は担保されているだろうということがあります。

マニュアルの方では、会計帳簿とすべての領収書等を突合し、領収書等の必要記載事項と会計帳簿の記載事項が整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認することで、住所についても記載事項として確認するという表現を残すことでどうかという案でございます。それが委員限りの資料Aの13ページの下から14ページのところに記載をされております。

あと、それぞれ論点メモに従って、また一つ一つ御説明したいと思っておりますので、まずはこの点で。

【上田委員長】 まずはこの点についていろいろと、テーマとしては大きいと思っておりますので。御意見がございましたら。

【谷口委員】 では、住所の方にいく前に、1点確認させていただきたいんですが、この資料Aの13ページの上の方の、保存対象となる会計帳簿等の関係書類について一覧表をつくれということなんですが、この保存対象というものの解釈は、保存すべきものということですか。それとも、保存されているものということですか。逆に言えば、本来保存すべき支出であるのに、会計責任者がその一覧表に含めていなかったという場合、監査を行う人は、一覧表と現物が合うかというのをここでは突合するわけですね。ですから、本来、法で規定しているべきところが漏れてしまうような気がするんですが。この保存対象となる会計帳簿の関係書類というのは、かような意味で保存すべきということの意味しているのか、保存されているということの意味しているのかということ、ちょっと確認さ

せていただきたいと思います。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 基本的に、実際監査をするときに会計帳簿を見て、さらにそれに必要な領収書等を全部見ます。そのときに、当初、保存対象となると一覧に出していたもの以外のものを確認しないとわからないと。ですから、当初、仮に会計責任者が保存対象の一覧表に含めていない帳簿も確認しなければわからないということになれば、作業の途上ですべて入ってきますので、基本的には保存しなければいけないものは、どうしても監査対象となりますので、すべて含まれてくるものと考えております。

【谷口委員】 そうすると、どうしてここで一覧表を会計責任者につくらせなければいけないのでしょうか。

【松崎参事官】 それは今後のことまで考えますと、やはり翌年に行ったら、どれが監査対象だったのかが不明になるのではないかと。それを政治団体の側にも、その文書自体は保存しなければいけないんだということを、一覧表を作成させて、さらにそれを残すことによって、意識付けをしていただきたいという趣旨もございます。

【谷口委員】 この点は、おそらく政治団体の方の会計責任者に、言うなれば新たな義務、負担を課すものであるわけですから、このところは若干政治団体の方に抵抗感があるかもしれないので、ヒアリング等、インフォーマルな形でも結構ですから、ちょっと瀬踏みをしていただければと思います。私個人として、特に反対という意味ではありません。

【上田委員長】 これに関連して、何か御意見ございますか。では、先に進んでよろしゅうございますか。

では、先ほどの支出の関係で御意見ございますか。住所ですね。

【牧之内委員】 マニュアルの方で、見え消しがありますけれども、14ページの一番上の「一致する」というのを「整合的である」というふうに変えてありますけれども、これは何でしたっけね。こういう議論があったんでしたっけね。

【松崎参事官】 14ページの一番上の行ですが、「一致する」を「整合的である」に変えましたのは、領収書のほうの支出の目的には、例えば、実際消しゴム1個、あるいは鉛筆と書いてあったものでも、会計帳簿上は文房具ないし事務用品と書かれるかもしれませんので、一致するというのをぎちぎちにすると、一致しないと言われても困りますので、その点は常識の範囲で、整合的だということに理解していただきたい。誤解のないようにということで、整合的という言葉に改めております。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。

【松崎参事官】 基本的には支出の目的についてで、日付や金額は、当然一致するもの
だと思っております。

【牧之内委員】 内容的には、そういう場合も普通は一致するというふうに言うんじゃ
ないでしょうかね。あえて整合的という、聞きなれない……、聞きなれないというのか。
理由はわかりましたけれども、一歩引いているような誤解を与えない方がいいような気が
ちょっと。まあ、こだわりません。

【松崎参事官】 こうやって見え消しをすると一歩引いたように見えるかもしれませんが
が、「整合的」で最初から出ていけば。国会での質疑に整合的な書きぶりになるかと。

【牧之内委員】 わかりました。

【上田委員長】 よろしいでしょうか。

【牧之内委員】 はい。

【上田委員長】 ほかに何かございますか。どうぞ、小見山委員。

【小見山委員】 この問題は、ここで落ち着くのは十分よくわかることなんです。です
から、あとは私どもは、監査人に帳簿についてうるさく言われたいことだけを、帳簿に書
いてなかったじゃないかと。帳簿自体が、先ほどおっしゃったように表には出ませんので
ね。毎年同じように帳簿に書いてない、毎年同じように御指摘させていただくというこ
とが繰り返されるだけになってくるかと思いますが、そこだけがちょっと心配なだけなん
ですけれどもね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 いずれそういったこと自体が非常に問題だということで、仮に会計帳
簿自体に、そこまで本当に住所の記載まで求める必要があるのかという議論が出てくれば、
またこちらでも御議論いただくなり、場合によっては建議ですとか、そういったこともあ
り得るのかと一方で思います。もう一方で、総務省としましては、政治団体について、今、
政治団体用に会計ソフトを作成している最中ではございまして、会計帳簿に入れるに従って、
ちゃんと収支報告書ができる。というふうになりますと、1万円を超えるものについては、
住所を入れなければいけませんので、会計帳簿の段階から入力しておけば、かなりの部分
では住所の記載自体が、会計帳簿の中でもできていくのではないかという期待も一方にご
ざいまして、ちょっと運用を見ていかないと、どっちにすべきというのは、今の段階では
なかなか私どもも言い難いかなと思っております。

【上田委員長】 今回の御説明でよろしゅうございますか。

【小見山委員】 はい。

【上田委員長】 ほかにこのテーマに関して、御意見ございますか。

よろしいですか。では、次のテーマにいきましょう。

【松崎参事官】 それでは、続きまして、資料Gの論点メモの2ページ目を御覧いただきたいと思えます。前回のときに御議論いただいたものを整理したものでございますが、人件費について、どのように支出の状況を確認するかということで、前回もお話を申し上げておりますが、人件費につきましても、基本的には領収書等を徴していただくということになりますので、基本的には領収書等を確認する。また、銀行振込ということもあり得ますので、その場合は振込明細書と、振込明細書に係る支出目的書で確認ができるということで、それで確認をすること。

なお、そういった書類をとっていないケースについてどうするかということで、賃金台帳、又は源泉徴収簿等によって、きちんと支出されているかどうかということの確認をしていただくということでいかがかと。論点のところの対応案の①は、領収書がない場合は徴難で整理するということですが、②が、今申し上げたこと。③は、仮に領収書がある場合でも、賃金台帳まで全部見るべきかというところで、①、②、③の対応案にしておりますが、ここでは②が適当ではないかということにしております。

それに合わせまして、委員限りの資料Aの方も、ここにありますように、赤い字で書いておりますが、「人件費については、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により、支出の状況を確認すること。また、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、賃金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認すること」というふうに書いております。

人件費については以上でございます。

【上田委員長】 この点につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。池田委員、どうぞ。

【池田委員】 源泉徴収簿の中で、人件費の確認と同時に、源泉所得税の、適否というものも確認するんでしょうね。どうでしょうか。

【上田委員長】 私の感じで物を言って申しわけないですけども、税の分野であって、政治資金の支出の関係には、直接は。

【池田委員】 関係ないと。

【牧之内委員】 それは人件費として支出をされたということを確認するだけですから、その支出が税の世界で適正かどうかとかというところまでチェックする必要はないんじゃないかと、私は思いますけれども。

【上田委員長】 今の牧之内委員の御意見で、何か。

【池田委員】 いやいや、それでよければいいんですけども、やはり税理士はその辺が、源泉徴収すべきものがしていないじゃないとか、間違っていますよということを指摘するのは当然の話と思って監査しているわけです。するでしょう、多分。そこはいいよと言ってしまうと、税が漏れていることを黙認しているというふうな。まあ、そこまで踏み込まなくてもいいとおっしゃるなら、それはそれでいいんでしょうけれども、必ずその問題は出てきますからね。

【上田委員長】 それは現場でそういう御相談なりがあったときには、専門家の立場で答えるのは別に構わないんですけども、ただ、監査の内容に入るかどうかと言えば、それはちょっとまた違うと思います。

【牧之内委員】 それは、指摘をされるのはいんじゃないですか。

【池田委員】 それは自由だということですね。わかりました。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 私どもも、今の問題まで含めて、マニュアルに明記して求めるのはなかなか厳しいなと思っております。どっちも税法に関する違反というものを、今回の政治資金監査で、収入印紙の方は指摘をするけれども、源泉徴収の方は指摘しないというところでバランスがどうかということになると、一方で我々も、原案としてはするとしているんですが、どちらもマニュアルとしては書かないという選択肢もあるかなと思っております。その点は、またこの場でもちょっと御意見をいただければと思っております。

【上田委員長】 どうぞ、小見山委員。

【小見山委員】 私、池田先生の御発言の趣旨は非常によくわかります。我々が一般の監査をやったときに気がついた点は、やっぱり御指摘するんですね。ただ今回は、大変つらいのは、非常に多くの件数の領収書を、短い時間の中でやらなくてはいけないということがありますので、本来の姿を逸脱した形で多方面に目を向けるのは、ちょっと時間のむだかなと実は思っているんです。それから、収入印紙も同じでございまして、指摘はしたいんですけども、収入印紙の表がないと、我々も頭の中に入っておりませんので、どこまでが300円だったとかいうのはわからないので困るということは、我々の中からも

言われておりました。

そこで、できれば専門家として、税理士の先生とか、会計士として知っている範囲では、お答えしたり御指摘はさせていただくのですが、マニュアルの中に固有名詞で、印紙だとか、源泉税とかいうような表現を盛り込んでもらわない方がありがたいという意見は、実は私どもの方からございましたので、ちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。

【上田委員長】 事務局長、どうぞ。

【丹下事務局長】 補足させていただきますと、これまでのこの委員会の議論を拝見していますと、基本的には監査を実施するサイドが持っている専門的知識とか能力とか、そういうものでどこまで監査が可能かというような議論でずっときたと思うんです。その延長でいくと、例えば、本日議論となった賃金台帳なんかも、本当は労働基準法違反のおそれもあるんだとか、いろいろと指摘事項は出てくると思うんです。ただ、そこまで全部見きれるかという、現実的にはなかなか見きれない部分があると思うんです。一方、監査を受ける側の政治団体の立場からしますと、基本的には政治資金規正法、よくいって公職選挙法までは見てもらうんだと。すなわち、税法のところまで監査の対象になっているとは、おそらく思っていないのが通常の間感ではないかと思うんです。ですから、実際、個々の監査人の判断で指摘されるということはあるかもしれませんが、マニュアルにこれを全部書き込んで、一律に調べるということまでを求めるのは、ちょっと難しいのかなというのが、一般的な間感ではないかと感じます。

【上田委員長】 よろしいですか。

【池田委員】 結構です。

【上田委員長】 では、次のテーマにいきましょう。

【松崎参事官】 それでは、続きまして、資料Gの論点の3で、これは今、御議論になりました収入印紙も含まれている段階でのペーパーになっております。領収書等についてのどのような点を確認するかにつきまして、資料Aのマニュアルでは、領収書等の確認に当たっては、「『政治資金監査実施要領』の『領収書等の確認に当たっての留意事項』を参考にすること」として、マニュアル本体の方ではあまり詳しく書かないで、下の実施要領の方に落としてしまうということを考えております。

ここで1ついろいろ領収書について議論になり得るもので、あて名の問題、それから、今お話がありました収入印紙の問題、それから、真正性、おかしなものが紛れていないかといった3点があろうかと思えます。これにつきましては論点でも書いておりますが、実

際、どういふふうに実施要領に書くかということで、資料Bというのを用意しておりますので、そちらの方で御確認をいただいて、御意見をいただければと思いますので、資料Bを御覧いただきたいと思います。表題が、「政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）～領収書等の確認に当たっての留意事項～」と書いてあるものでございます。

1番目が、領収書等の3要件の確認ということですが、政治資金規正法上では領収書等には支出の目的、金額及び年月日の3要件が記載されていることが必要だとされております。したがって、領収書等にこれらの事項が記載されているかどうかということを確認していただくと。そこで、支出の目的というのが、実際何を書けばいいのかというのがわかりにくいというお話もいただいておりますので、その点については、「目的」とは「但し、〇〇代として」など、何に使われたのかということがわかるような記載、帳簿等では、通常摘要に書かれるようなことが領収書に書かれてあればよいと。また、「金額」とは支出の金額、「年月日」は支出の日付ということで、これら3要件に欠ける領収書、この要件に欠けるということは、法律上は領収書等とは言い難いということになってしまいますので、その点につきましては、発行者に対して記載の追加、ちゃんと書いてもらう、あるいは再発行をしてもらうということによって、3要件をきちんと具備した領収書等を備えるよう指導するということが必要かと思っております。

なお、振込明細書につきましては、ここでいう3要件のうちの支出の目的が記載をされていないということになりますので、いわゆる領収書等には該当しないということになっております。したがって、別途振込明細書と、振込明細書に係る支出目的書というものをつくるということになっております。

2点目があて名等の確認ということで、あて名の問題、収入印紙の問題、真正性の問題と、以下記載をしております。今、領収書3要件を申し上げましたように、目的、金額、年月日ということで、あて名が領収書等の要件に含まれていないということが前提としてございます。しかし、あて名のない領収書、また「上様」領収書、それから、あて名に当該国会議員関係政治団体の正式名称がきちんと記載されていない領収書等が出てくるのではないかとということで、それらについてどう確認するかということでございます。

そこで、2ページ目にいきまして、今回、領収書はまさに1円領収書と言われたように、すべての領収書で膨大な分量になろうかとは思いますが、その中でも、特に収支報告書とあわせて提出をされます1万円を超える支出に係る領収書につきましては、ここで便宜的に「高額領収書等」と定義をしておりますが、それにつきましては、やはりあて名に当該

国会議員関係政治団体の名称が記載されているか確認をするということが書いてあります。あと、なお書きで、このあて名で、正式名称ではなくて、いわゆる国会議員の方の氏名ないし名字とかを使って「〇〇事務所」というように記載されているものについては、当該団体に対して発行されたものと一般的には推認されると書いておりますが、そういう取り扱いで監査をしても構わないということでございます。

なお、「高額領収書等のあて名に国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称」、わかりにくいことを書いておりますが、イメージしておりますのは、例えば、秘書の個人名ですね。ですから、国会議員の名前とは全く異なる名称があて名に入っているというのは、当該団体あてだと一見して認め得ない、認め難いと思われま。一般的にはそういうふうに思われると思われま。その点については、当該団体、どうしてそういうことになっているか。そうすると、それを会計責任者に対するヒアリングで確認していただくと。これは秘書の個人名ですから、うちの団体あてですと答えがあれば、それで問題はないかとは思いますが、そういうことの確認をしていただくと。なお、1万円以下のもについても、そういう名称、当該団体あてだと一見してわからないものについては、その旨を指摘すると。そういう中で、基本的には誤解のない名称を付してもらうように指導をしていただくということになるかと思ひます。

なお、あて名に正式名称というか、政治団体の名前が付されていない領収書が出てくるのではないかとということで、ここに2つほど掲げております。ほかにもあるかもしれませんが、1つは自動車関連諸費。政治団体は法人格がないので、自動車の所有ができないということで、個人名で購入をして、また税も、そういう個人名での支払いということになっている。また、携帯電話につきましても、個人の方が通話料が安く設定されているということもあって、どうもそういう契約の形態をとっているということのようでございます。

それから、2番目の収入印紙の確認につきまして、3万円以上の、収入印紙が適正に貼りつけられていないものがあつた場合には、その旨指摘すると書いておりますが、その点については、今、御議論があつたことを踏まえて、場合によってはここから削除をするということも。税法違反みたいなものはマニュアル上残さないということであれば、収入印紙の部分は、ここに記載をしないということになるかと思ひます。

続きまして、3ページ目、「(3) その他」として、「高額領収書等のうちに以下のような領収書等がある場合には、当該領収書等が真正なものであることを会計責任者等に確認すること」としまして、例として4つほど挙げております。こちらで想定しておりますのは、

一見明白にどうかと思えるものについては、監査の際に全くチェックが入らないということではまずいだらうということで、そういうものも監査の中で問題があれば指摘をして、確認をしていただくということを想定して、ここに記載しております。

領収書につきましては、以上でございます。

【上田委員長】 ただいまの御説明について、御質問、御意見ございましたらどうぞ。

【小見山委員】 何度もすみません。あて先のない領収書ですが、これは確認でございますが、ないということでヒアリングをして、事実これが政治団体として出たんだということさえ確認できれば、もちろんのことながら、今後は変えてくださいねという御指導もさせていただきますが、そこで終わりにしてよろしいということでもいいんですかね。

【松崎参事官】 はい。

【小見山委員】 とりあえず高額なものは表に出してしまいますから、これはそのときに領収書がない、あて先がないというのは非常に困るということは、御本人たち御存じだとは思いますが、とりあえず我々はヒアリングをすることによって終わりだということでもよろしいですか。

【松崎参事官】 はい。私どもとしては、そこで確認をするというところで、当該団体あてだということを、監査においては確認していただくということで、要は会計帳簿に記載されている支出に対する証拠書類というんでしょうか。

【小見山委員】 ほかにね、何か。

【松崎参事官】 ということで、一応整合性はあると。

【小見山委員】 はい。ということですね。それから、次が……。

【牧之内委員】 ちょっとすみません。

【小見山委員】 じゃ、私は後で。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 もう1回とり直してくださいということまでは、もちろん無理かとは思いますが、ただ、開示請求等があったときに、こういうもので了としたんですかというような批判ですね。根拠のない批判になるかもしれませんが、そういうのも浴びやすいわけですよ。

【小見山委員】 そうですね。

【牧之内委員】 だから、そのところはやっぱり注意を喚起するということは、少なくとも要るんじゃないかなと思いますけれども。どういう書き方をするかなんですが、そ

れで確認できればいいよということだとどめるんじゃないで、やはり領収書が真正なものだということが、できるだけみんながわかるようなものにしておくということが基本じゃないかなと思うんですけれども。ちょっと書き方は難しいと思いますが。だから、ちょっと今の事務局の説明で、本当にいいのかなという感じがしますけれどもね。

【上田委員長】 どうぞ、小見山委員。

【小見山委員】 よろしいですか。私ども、おっしゃるとおりで、本来領収書は、それがあるべきものなんですね、あて先が。ところが、法律の構成上、それがなくてもいいような形になってしまっているところが頭が痛いところなんです。ほかにサポーティングするようなドキュメントがあればいいんでしょうが、単にコクヨの領収書に、金額と日付と目的、何か飲食代としてと。ただ、あて先が何も書いてない、「上様」も書いてないというような形になってきたときに、これは現金で支払っていますから、我々は何のサポーティングドキュメントがないわけです。先ほどちょっとお話したのが、例えば、支払っているところの住所が、選挙区内の飲食店であるとか、そういうような形で、多少なりとも合理的な裏付けができるようなものがあれば、御説明を、例えば、日付から推測したときに、そういう会合があったとかと考えるしかないかなと思った次第なんです。

ですから、一番我々ありがたいのは、あて先がないとだめですよというふうにマニュアルに書ければ一番ありがたいんですが、ちょっと法律的な構成からいったとき、そこまではちょっと難しいんじゃないかということで、その辺が今おっしゃったとおり、公表されますので、我々もちょっと、ここのところはつらいところなんです。

【上田委員長】 池田委員、どうぞ。

【池田委員】 これは法律で3要件だけで良いと書いてますよね。ここで法律がどうこう言っても仕方ないんですけれども、どうしてあて先が漏れてもいいという話なんですか。

【牧之内委員】 私がお話しするのはあれかと思いますが、やはり領収書が、当該支出をした人あてのものだというのが当然の前提で、そして、後は日付とか目的とかが記載されていなければいけませんよということで、他人あてのものとか何とかというのは、そもそも領収書足り得ないわけですから、それは当然の前提で構成されているんだと思うんですけど、その条文は。だから、書いてなくてもいいんだとかという解釈は、やはりおかしいんだと思うんですが。もちろん推認をされるということであればいいですけれどもね。

【池田委員】 ところが、必ず領収書には「何々様」と書いてますよね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 今は「領収書等」としてトータルでまとめて支出を証するという事で、いわゆるレシートも別に構わないということで受けとめていますので、領収書とレシートは様式が違うのであれだということかもしれないんですが、持っている本人がこれだという以上は、持っている方に出されたものだというのが、それで確認をされるということかとは思いますが、一方で全く違う名前だと誤解はされるかなど。あと、さらにあて名が空欄だとか「上様」だというものを見せられて、そのまま会計責任者がうちのだと言っただけでさっと通して、何の指導もしないでいいのかというところは、一方で法律は、あて名はいいんだということとの兼ね合いで、監査の現場で、どこまで監査人の方に政治団体に対して注意喚起をしていただくかというところになりますので、やるべきだという御意見であれば、それはまたマニュアルの中でも書いていくことにはなるのかと思います。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 もともとが政治資金規正法の第11条第1項に、領収書の要件が書いてあるんですが、これは最低の要件でですね。例えば、今、牧之内委員がおっしゃったように、あて先は当然あって当たり前なんだというような理解はできないんですかね。もちろんレシートはもともとありませんから、そういうあて先は。

【林崎政治資金課長】 政治資金課長でございます。法律上は、支出をした者は、すべての支出について当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならない、とされております。先ほどの、牧之内委員の御発言は、この領収書という言葉の中に、あて名は当然入るんだというような解釈をすべきではないかという御趣旨だろうと思いますが、これまで私ども、そういう解釈をとってきてはいない。ただ、その後に、その他の支出を証すべき書面ということになっていますので、先ほど言われた真正性みたいなところというのは、高い方がいいにこしたことはないわけですので、なければだめかと言われると、法律上、ここで言う領収書等ではないとは言えないと思うんですけれども、監査という観点から、極力そういったものに備えるべきだといったような言われ方というのはあり得るのかなと思うんですけれども。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 この領収書という用語が、あて名を含んでいるという解釈はちょっと難しいと思いますが、領収書である以上は、相手方に、支出をした人に渡すんですから、その渡した人、自分が持っている人の領収書であるということの真正性が、何らかの形で

客観的に認められるというような状況に持っていく、それは必要なんじゃないかという意味で申しているんですけれどもね。ただ、それをどこまで求めたらいいのかというと、100%は難しいわけです。ただ、先ほどの質問に、ヒアリングをして、それで私への領収書ですと言って、それを聞いたらそれでいいんですという物の言い方、それはちょっと引かかるんですよね。やはりいろいろな方面からいって、確かにその人の領収書だろうと推認できる状況が出てきたら、それでいいということなんじゃないかと思うんですけれども。

【上田委員長】 ほかに御意見ございませんか。

参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 その際、今後どうすべきかというような指導というんでしょうか、今後、極力正式名称を書いてもらうようにすべきですねという御指導を、監査人の方々がやるべきなのか、そこもお任せでいくのか。極力そういうものを、誤解のないような形で領収書を徴するよう指導すべきだと、実施要領のマニュアルの中に何か盛り込む必要があるかどうかについては、いかがでしょうか。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 あて名がなくてもそれは結構なんですよと、法律に書いてあるんだからいいですよという指導は、少なくともすべきではないです。ということで、今、松崎さんが言われたような方向が望ましいなという感じがいたしますけれども。

【上田委員長】 小見山委員。

【小見山委員】 同感でございます。

【林崎政治資金課長】 よろしいですか。

【上田委員長】 政治資金課長、どうぞ。

【林崎政治資金課長】 こちちでそういう形で議論いただいて、監査の際にはそういうスタンスでやっていきますということが出てくれば、私どもとしても、あらかじめ政治団体向け、特に国会議員関係政治団体向けには、あらかじめそういった趣旨のことを徹底しておきたいとは思っています。

【上田委員長】 この問題につきまして、何か御意見ございますか。今の話をまとめると、誰が見てもこれはおかしいというのは、やっぱり残すべきではないと。

【小見山委員】 ちょっとほかの点でよろしいですか。

【上田委員長】 どうぞ、小見山委員。

【小見山委員】 ちょっとほかの件で、領収書の件でございますが、振込明細書という言葉が出てきまして、銀行の振り込みでございます。私ども、会計士の仕事をしたり、税理士の先生方も、領収書といったときに、振り込みの明細書というのは、領収書にかわるものだと我々は理解しているんです。つまり、先方が領収書をいただかなくても、実際に先方の方に振り込んだという事実があれば、それは領収書だという発想で税務のときも考えていると思います。

今回のケースにおきましては、銀行の振り込みの明細書には目的が書いてございません。そのために、これは領収書の範疇に入らないというような御意見があるわけですが、例えば、振り込みをするということは、何らかの請求書があつて、それから振り込むんです。したがって、請求書に基づいた金額とかあて先、並びに日付がほぼ了解できるのであれば、振り込みの明細書も領収書にかわるものではないかという意見が、私どもの内部の方にございました。それにつきまして、皆様の御意見を、私もお聞きしたいなと思うんですけれども。

【上田委員長】 今、小見山委員がおっしゃったのは、請求書と領収書と振込依頼書、例えば、両方とも備わっている場合もやっぱりだめなんですか。振込明細書と請求書と一緒に備わっている場合もだめなんですか。ちょっと私、ふと思ったんですけれども。

【松崎参事官】 決して振込明細書が支出を証するものに足りないというか、領収書とは全く違ってということではなくて、やはり支出の目的が不足していますので、その部分を補うべく振込明細書に係る支出目的書というもので補ってもらって両方出していただけば、基本的には同等の扱いになります。ただ、振込明細書だけでは、今の法の体系の中では同一視ができないということで、法改正を経て、振込明細書というのを正式に認めた上で、なお目的書をつけてくれというふうな整理になっております。

【小見山委員】 ああ、そうですか。できるだけ仕事を減らしたいといひますか。失礼な言い方ですが、時間的な負担を少なくしたいということで。

【林崎政治資金課長】 領収書にかわるものとしてですね。

【小見山委員】 はい、そういうことです。

【上田委員長】 この問題について、ほかに何か御意見ございますか。よろしいですか。

【谷口委員】 確認があります。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 ちょっと個別具体的な例であれですけれども、タクシーに乗ったときはど

うすればよろしいんですか。タクシーに乗って1万円以上かかった。我々はレシートみたいな領収書をもらいますね。しかし、それではだめという。

【林崎政治資金課長】 タクシーはいいんじゃないですか。

【谷口委員】 ただ、あて名って書きませんよね。

【松崎参事官】 ですから、基本的にはコンビニのレシートでも、領収書等としては認めていますので、タクシーで出てくる領収書で全然オーケーです。

【谷口委員】 大丈夫ですか。

【松崎参事官】 はい。

【上田委員長】 そうすると、どこで区別をするんですか。要するに、社会通念上、あて先が一般的には書かれない、コンビニのレシートとか、タクシーの……。

【松崎参事官】 ですから、領収書の様式で、あて名の欄があるにもかかわらず入っていないというものが、やはりあて名のない領収書というふうに言われるのかなど。そもそもレシートの場合は、もともとあて名の欄がございませんので。ただ、それはどうなのかと言え、領収書等として、法的には何ら問題のない証拠書類ということになっております。

【上田委員長】 今の御説明でよろしゅうございますか。

【牧之内委員】 わかります。

【上田委員長】 ほかに御意見ございますか。

【松崎参事官】 よろしいでしょうか。

【上田委員長】 はい。では、続きまして。

【松崎参事官】 はい。次に、論点4といいましょうか、あと資料Aの、今まで赤で修正したところの会計帳簿への住所の記載の件、人件費の件、領収書の何を確認するかという事柄が、14ページの上のところの論点でございました。

それで、15ページを御覧いただきますと、基本的には字句の修正の赤字でございます。

それから、「(5) 会計責任者等に対するヒアリング」ということで、ヒアリングにつきましては、会計責任者のヒアリングで、まず何を聞くんだということと、そのヒアリングをした結果、どういうふうに収支報告書に記載するのかということと、前回お示しした資料では、2カ所に記載がございました。それを修正したところが15ページ、16ページ、それから、若干飛びまして18ページ。収支報告書の方で、要するに、ヒアリング事項としてどういうものが具体的にあるかということマニュアルに書いておりましたのが、1

8 ページのところでございます、その中で、幾つか御意見をいただいておりますのが、経常経費。社会通念上想定される経費よりも、著しく多額、又は少額云々ということ。それと、他の政治団体に対する支出をどうするかについてのヒアリングをどうするかということにつきまして、論点ペーパーの方にちょっと戻っていただきまして、資料Gの論点4、それから、あわせて論点5と両方御覧いただきたいと思っております。

経常経費についてでございますが、経常経費につきまして、前回お示ししたものを、先ほど見ていただきましたように、社会通念に照らして高過ぎないか低過ぎないか。例えば、あまり広くないところなのに、家賃がべらぼうに高いんじゃないかとか、そういったことを社会通念というものでヒアリングをしていただくということだったんですが、それについてはデータがあるべきではないかとか、また社会通念というものが監査人個々によって違いが出るだろうということでの御指摘をいただきまして、基本的に等しくチェックをしていただけの項目として考えましたのが、対応案の①のところに・で2つ掲げております。

1つは、政治資金監査を実施した現場の事務所が、その政治団体の活動以外の活動にも使用されていると認められる場合。具体的には、自宅に事務所が置かれている場合。あるいは、1つの事務所を複数の政治団体が使用しているといった場合には、経常経費をどういうふうに案分しているのかといったようなことを、ヒアリングで確認していただけないかということ。それから、もう1点が、例えば、ビルの一室が事務所とされているにもかかわらず、家賃が記載されていない場合はどうなのかといったことについて、確認できるのではないかとということで、この2点を掲げております。

ただ、特に事務所費に事務所の家賃が記載されていない場合、ヒアリングをして、そのあとどう処理するのかということにつきましては、例えば、無償で借りているといった場合には、本来、収入の方にも記載をしなければいけないとか、収支報告書の訂正の問題、それから、場合によっては貸している方、無償で出している方が、本来であれば収入があり得ると整理になった場合には、やはり先ほどと同じように、税の問題が出てくるおそれはないのかどうかといったような問題もございますので、事務所費に事務所の借料損料が記載されていない場合につきましては、若干こちらの方としても、もう少し整理をさせていただきたいと考えております。

続きまして、論点5の、他の政治団体に対する支出もあわせて御覧いただきたいと思っております。これは他の政治団体に対する支出があった場合、会計責任者に対するヒアリングにおいて、当該支出については、支出先の政治団体において、適切な会計処理が行われている

ることを確認するというところでございますが、仮に支出先で適切に会計処理、きちんと収入に計上されていない、収支報告書に出てこないということになりますと、出した側はいくら領収書がちゃんとあるといたしましても、突合がされない以上、収支報告書としての適正性に疑問符をつけられかねませんので、それにつきましては、会計責任者に対するヒアリングで、確認をしていただくということかどうかということでございます。

この2つの論点を踏まえまして、資料C、ヒアリングに当たっての留意事項というペーパーを御確認いただきたいと思っております。資料Cでございますが、会計責任者に対するヒアリングをどのように行うかということですが、ヒアリングとしましては、1つは、やはり領収書がないといった場合には、会計帳簿と領収書等を見ても支出の状況が確認できないということになりますので、それについて、やはりヒアリングをするということ。それから、後は領収書もある、会計帳簿にも記載されていると。しかし、なお収支報告の適正さをより確認する必要から、ヒアリングを行うべき項目が幾つかあるのではないかとということで、それらをヒアリングするために行うということでございます。

ヒアリング事項として掲げております会計処理方法、それから、支出項目の区分の分類、それから、書面監査では支出の状況が確認できなかったもの、書面監査に加えて、支出の状況の詳細を確認するものと4つに分けております。なお、「支出項目の区分の分類【P】」としておりますのは、後ほど別の資料を見ていただきますが、政治団体の側では、そもそも支出するときに、どの項目に区分していかよくわからない。その辺をはっきりさせてもらわなければいけないという御意見はあるんですが、そういうものを受けて、どの程度の資料を、こちらとして提示できるかというものを御議論いただいた上で、ヒアリング事項とするかどうかを確定させたいという趣旨でございます。

書面監査で支出の状況が確認できなかったものとしては、おおむねここに掲げます4点あるんじゃないかと。1つは、領収書等がないもの。又は人件費で、領収書はない、賃金台帳、源泉徴収簿等もないといったようなもの。あと、高額領収書等のあて名で、当該団体に出されたというふうには思えないもの。それから、徴難明細には書いてあるけれども、徴難事由として果たしてどうかといったものがあるのではないかとということでございます。

それから、次の2ページ目は、書面監査に加えまして、支出の状況の詳細を確認するものとして、ここで4点掲げております。上2つは、先ほど御説明をいたしました、現場の事務所が例えば自宅だったり、他の政治団体と一緒に使っているといったような場合の経常経費。それから、事務所の家賃が計上されていないケースを【P】としております。そ

れから、他の政治団体に対する支出。それから、花輪、供花、香典、祝儀、これは公選法の問題についての確認をしていただくということで、この4点をここには掲げておりますが、上の2行目のところで、なお書きとしまして、その他の事項のヒアリングを妨げないものだと。そのほか監査人の方によっては、やはり疑義が生じたものをヒアリングの場で聞くということ。それは監査人の方の御判断かなということでございます。

それで、ヒアリングの実施方法として掲げておりますが、まず、当該政治団体の会計処理方法が、具体的にどういうふうに行われているかということを経つか聞いていただこうと。ここの趣旨は、3.の箇条書きを幾つか掲げておりますその下のところではありますが、その結果によって、会計処理を改善できるものが見つかった場合には、やはり専門家として御助言をしていただけないかということでございます。

それから、次のところを【P】としておりますのは、支出項目の区分の分類に誤りがないかどうかということを確認していただく。これは省令の基準というのが当然あるんですが、さらにそれをブレイクダウンしたものがどれだけつくれるかということで、後ほど別の資料で御覧いただいて、御検討いただくこととなります。

それから、領収書がなく、支出の状況を確認できないものにつきましては、会計責任者に対して、その一覧の作成を求めると。これは結局、支出の状況がきちんと確認できない支出の一覧だということになろうかと思っております。

それから、次に3ページ目でございますが、それらの項目について、どういうことを会計責任者に確認していくかで、一番上は、領収書等もない、貸金台帳、源泉徴収簿等がない。これについての状況を会計責任者に説明を求めると。先ほどもちょっと御指摘がありましたが、領収書のあて名の名称がきちんとしていないものについての確認を求めると。それから、徴難明細についても、その事情を確認する。事務所、プライベートのスペースと共用しているような場合の案分の確認。それから、事務所の家賃、これは【P】、ペンディングとしております。他の政治団体に対する支出について確認する。また、花輪、供花、これは公選法に抵触するものが含まれていないことの確認を求めると。特にペンディングとしました事務所の家賃につきましては、なかなかこちらとしても整理がつかない場合には、8月8日、次の委員会の段階では、公表のものからは落とすということも想定して、さらに検討が進めば、最終のところに入れることができるかどうかというのを御検討いただくことも考えていく必要があると思っております。

なお、「4.その他の留意事項」につきましては、基本的にはヒアリングは、会計責任者

本人に対して行ってくださいと。特段の理由がある場合は、職務代行者。なお、実質的には会計責任者がお答えできない場合は、補佐する方が回答することも差し支えないんだということは、その下に書いております。一方、ヒアリングを行う側も、監査人が行ってくださいと。使用人だけでやるということのないようにということを記載しております。論点の4、論点の5、また資料Cにつきまして。

それから、ちょっと資料が飛んで恐縮ですが、資料Fを御覧いただきたいと思います。「政治資金監査実施要領(現場対応マニュアル)～会計帳簿の記載要領～」ということで、先ほどちょっとペンディングになっているということで、支出項目の区分についてのヒアリングの際の参考資料として想定をしているものでございます。まず今回、この資料を作成するに当たっては、委員会としまして、各政党に対して調査をかけております。基本的に、会計帳簿を記載する上で、例えば支出項目の区分で疑義があるものがあるかということ。それから、支出項目の区分とは異なるわけですが、会計帳簿を記載する上で、ちょっとどうしたらいいかということで困っている、あるいは疑問に思っていることがないかといったようなことを聞いております。そういうものを踏まえて、今回、この資料を作成しております。

1ページ目の「1.支出項目の区分の分類」でございしますが、3つ目まではこのように書いて、4つ目のところでは、基本的には経常経費と政治活動費に分かれるということを書いております。さらにそれぞれの各経費の項目を、どういうふうに分類するかにつきましての基本的な考え方として、5つ目の○を書いておりまして、「人件費等の各項目の具体的な例は、別添のとおりであるが」ということで、3ページ目、4ページ目の方に書いておりますが、その区分の分類に当たっては、それがどのような目的で行われたかに則して分類するものだということございまして、支出により得た物品やサービスが外形的には同じ場合であっても、分類される項目は異なるものだということございまして、実際、当該政治団体の会計責任者が、どういう目的で支出したかということ踏まえて分類することになるのであろうということございしますが、そこで例示として、同じタクシー代であっても、経常経費の事務所費に分類されるものもあれば、政治活動費の組織活動費に分類されるものもあるであろうということございまして。

そこで、2枚飛びまして別添の方を見ていただきますと、表頭の方には、項目、省令、分類実例。この項目自体も省令なんですけど、経常経費の中に、人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費、政治活動費の中に組織活動費、選挙関係費、それから次のページの

機関紙誌等云々とありまして、さらにそれらの費目にどういう経費を入れるのかということが、表の中ほどの真ん中の欄に書いてあるのは、省令ではここまで書いてあるということでございます。そこで、分類実例として、右の方に書いておりますのが、1つは、各政党においては、東京都の選管が発行しております「政治団体の手引き」というものをかなり参考にされているようですので、その手引きの中で、どういうものが省令をブレイクダウンして書いているかというのを、幾つかリストアップしたものを合わせるのと合わせまして、赤字で書いておりますのは、政党の方に調査をした結果として返ってきたものでございます。それぞれの政党としては、こういう経費については、この費目で計上しているということございまして、この赤字のところは、まずはこういう現状があるというふうに、今のところは御理解をいただければということでございます。

なお、こういったような分類を8月の段階で示して、さらにほかにどういう項目があるのかということでさらに肉付けができれば、これを参考として、ヒアリング等が可能ではないかと考えているものでございます。

それと、同じ資料の2ページ目でございますが、区分ではなくて、会計帳簿の記載の方法でいろいろ疑義があるということ言われているものが、ここに掲げられております。1つは、SuicaやPASMOを利用した場合の会計帳簿への記載の仕方でございます。基本的には現金をチャージした時点で領収書が出るので、それでいいじゃないかというような御意見もあるんですが、一方で、Suica、PASMOで何でも買えるということもありますので、チャージした段階だけではどの費目であるか確定ができませんので、実際購入をした段階で、交通費なのか、何か物を買ったのかといったことで支出を計上していただく。その場合は、収入としては両建てで書いていただく。

あと、●のところは、政党の方から、ちょっとこういうものについて疑義があるということ出されたものでございますが、1つは、携帯電話ですとかガソリン代について、政治団体と私的利用との区分の問題ですが、こういうものはやっぱり実態を踏まえて案分していただくしかないのかなということでございます。

あとはクレジットカードですとかETCによつての支出の時点、それから、それらのどういうものを1件として考えるかといったようなことなどが疑問として提示をされておまして、こういったものについて、答えを出していく必要があるかということでございます。

また、最後のところはASKULでございますが、普通はこれで文房具を購入するんで

すが、最近はいろいろなものが届けられるということで、ところが領収書は1本なので、こういうものをどういうふうに区分すべきなのかということについての疑問を、政党の方で感じているとおそらくは、1本で記載してしまいたい。領収書が1本である以上、それで1件にしてしまって、どこかに計上していればもういいじゃないかというふうに政党の方では考えたいということかと思いますが、理屈を言えば、やはり目的に従って、何を買ったかによっては、ちゃんと分けて計上していただかなければいけないだろうということに記載しております。

会計責任者へのヒアリングにつきまして、以上の点について幾つかの論点がございまして、よろしく願いいたします。

【上田委員長】 かなり多岐にわたる点でございますけれども、この段階で、何か御意見ございましたら。池田委員、どうぞ。

【池田委員】 事務所の地代家賃の件なんですけれども、これはヒアリングで事情を聞くと。その後、どう処理するかということについては、今、整理しているんだとおっしゃいましたが、本来は家賃の分を寄附として記載すべきものと、両建てみたいな格好になりますと、非常にこれは複雑になりますよね。だから、そこらはこれから整理されるんでしょうけれども、整理をされるときに、またいろいろ意見が出ると思うんですが、あまりここを寄附だということで、じゃ、金額どうなるのという話になりますね。そういった点が非常に心配されるんですけれども、どうでしょうか。

【上田委員長】 参事官。

【松崎参事官】 おっしゃるところは、一体幾らに設定すればいいとか、時価相当額についてのものまで見なきゃいけないとかとかという。本来、監査自体は支出だけでいいはずなんですけど、確かにこれを突き詰めていくと、収入の方にも及びかねないというところが、私どももちょっと悩んでいるところでございます。

【丹下事務局長】 ちょっと補足して申しますと、今の問題、事務所は現地に行って調査するわけですよね。それで、実態はすぐにわかります。一方、事務所費がないというのも一見見ただけでわかっちゃうんですよね。すると、指摘せざるを得ないんですが、おっしゃるとおり、指摘したら後がすごいややこしい問題が入ってくるんですね。昨年いろいろな事務所費を含めて、新聞で報道がございました。ちょっと今、それを検証する作業をしまして、この作業をすることによって、どこまで穴が埋まるかというのを作業したら、このようなケースが偶然見つかりまして、指摘しないとまずいなと。でも、指摘しち

やったらすごく難しいなということがわかりまして、ちょっと悩みながら整理しているというところでございます。

ただ、これを放っておきますと、メディアなどが気がついたとき、こんなことも指摘しないのかと言われたら、ちょっと困るなという気持ちがある一方、のめり出すとすごく難しいような気持ちがありますので、少しお時間をいただきたいというのが正直なところでございます。

【池田委員】 だから、その持ち主が、例えば個人であるか法人であるかによりまして、課税環境が全然違ってきますね。

【丹下事務局長】 そうですね。

【池田委員】 贈与の関係が出てきますので。だから、その整理が非常に難しいので、事情を聞いて、ああ、そうですかというところでとどめていただけるのが一番ありがたいんですけれどもね。これはやっぱりきちっと算出して、行ったり来たりするわけだから、結果的にはいいんでしょうけれども、その辺の課税環境は出てくると思うんです。そこは今回の監査とは関係ないんだということですか。

【松崎参事官】 ええ。

【池田委員】 というふうな整理の仕方をするのを、公表するのもおかしいのかなと思います。またぶり返すようですが、領収書の収入印紙の問題も、これはマニュアルに書かないとはいえ、専門家がずっと通っているのかどうか。何か一言やっぱり言わざるを得ないなど。そこをどう表現するかというところをね。源泉税の問題は別としましても、領収書と会計帳簿をチェックする作業であると。その領収書に脱税行為があるわけですからね、収入印紙が貼っていないということは。だから、そこを何もせずに通ってしまうのはいかがなものか。何らかの形で、当然あるべき姿を指導すべきではないかと思います。だから、今の家賃の問題も、まさしくそうなんです。金額で表現するなら、課税問題が発生しますよ。そこをちょっと整理してください。

【上田委員長】 それはまた、今後さらに整理するということで。

【丹下事務局長】 わかりました。その現場でヒアリングで指摘する事項と、最後に出てくる監査報告書のアウトプットでどこまで書き込むのかという問題と両方ございますので、その振り分け方も含めて、少し総合的に考えてまいりたいと考えております。

【小見山委員】 1ついいですか。

【上田委員長】 はい、小見山委員。

【小見山委員】 領収書の印紙の問題と、源泉の問題と、今の贈与の問題、税金のことなんです、ちょっとだけ整理しなくてはいけないのは、受け取る側の領収書についての印紙は、本来、政治団体の責任ではなくて、その領収書を発行した人が負担しなくてはならないところなものですから、ちょっとその辺が政治団体に対して指導しても、「はい」で終わるかどうかという、つらいところがあるということです。

それから、今のことにしてもですけども、私は、監査する時間を非常に気にしております、逆に言うと、報酬と見合うだけの、失礼な言い方なんです、時間内で終わられるようなマニュアルづくりも、我々、頭の中に入れておく必要があるんじゃないかなと思います。

池田委員のおっしゃるのは、私は本当に同感なんです。いろいろなことがあれば、ちゃんと指摘するべきだと思うんですが、時間となると。実は私どもは、大体何時間ぐらいかかるのかなと計算しているんです。でも、ちょっとこのままいきますと、1つの政治団体を終わらせるのに、延べ日数1週間、6日間か7日間かかるんじゃないかというぐらい、結構な膨大な時間になります。それに耐えられるだけの報酬をいただきたりするのかなということも実はございまして、私どもとしては、本当に1日、2日で終わるような範囲内のマニュアルづくりにしていかななくてはいけないのではないかなと思います。ちょっと税金の話はまた別なんです。私が言いたいのは、税金の話もしなくちゃいけない、あれもしなくちゃいけないといういろいろあるんですけども、私どもはもともとのところは、あるマニュアルの中で、ある一定の時間の中で監査という業務が終わって、きちんとした報告ができるという体系も頭の中に入れながら、マニュアルづくりというものをチェックしていく必要があるんじゃないかなということを申し上げたくて、ちょっと発言させていただきました。あまりちょっと細かくなりますと、時間が多くなるのではないかなと思います。

【上田委員長】 わかりました。今の点で、ほかの委員の方から、何か御意見ございませうか。確かにあまりこれに時間かけ過ぎるのも困ったことですね。

【牧之内委員】 そうそう。

【上田委員長】 では、よろしゅうございますか。そろそろ時間もたってきましたので。では、参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 それでは、1つマニュアルの方では、政治資金監査報告書、これは公表資料では資料5になるんですが、政治資金監査報告書につきましては、大体何をお伝えするのかということを書いておりまして、具体的には、記載要領というものを示すのが一

番早いであろうということで、先ほど監査の概要のところを若干見ていただきましたが、資料Dを御覧いただきたいと思います。

最終的に監査を行った後に、アウトプットとしてどういうものをまとめて政治団体の方に渡すかと。これが結局、政治団体を通じて、総務省ないしは都道府県選管の方に提出をされて閲覧されるということになりますので、まさに最終的なアウトプットということになります。

資料Dの1ページ目でございますが、監査報告書としての必須の事項として、相手方の団体名を代表者あてに出すと。監査人の方の氏名、登録番号、それから研修修了年月日を入れております。これは登録をして、研修を受けていないのに監査をしてしまうとか、研修をしていない方に監査をお願いしてしまうミスを防ぎたいということでございます。

それから、監査の概要としまして、基本的には法に基づいて監査をしていると。また、あわせて政治資金適正化委員会の定める具体的な指針、まさに政治資金監査マニュアルに基づいてやったということでございます。それで監査の結果は添付資料の方に飛ばしまして、3.の業務制限につきましては、法律、それから、今後制定する省令で定めている業務制限に反してはいないということを書いていただく。また、使用人その他の従業者についても大丈夫ですということを書いていただこうと。

3ページ目にいきまして、実際、監査結果としてどこまでのことを書くかということでございますが、監査結果の書き方として、ここには3種類用意をしております。3ページの1つは、監査結果に問題のない場合ということで、書面監査の結果、確認できないものはなかったと。それでヒアリングの項目として、会計処理の方法、それから、支出項目の区分の分類のことを書くと。それらを踏まえまして、政治資金監査の結果、以下のとおりであったと。これは1.、2.、3.、4.と法律に記載されております監査事項のそれぞれについて保存されていた、支出の状況が記載されていた、会計帳簿に備えていた、支出の状況が表示されていた、徴難明細が会計帳簿に基づいて記載されていたという書き方で、監査結果をまとめるというものでございます。

続きまして、5ページ目をめくっていただきますと、ここでは書面監査で支出の状況が確認できなかったものがある場合ということで、一.は、書面監査の結果、以下のとおり支出の状況が確認できないものがあつたと。これはフルメニューみたいな感じであるんですが、領収書等で亡失したものがあつた。人件費で関係資料が存在していなかった。領収書等のあて名で、推認されない名称が記載されていた。それから、徴難明細にも、ちょっと

こちらが想定していない事由が書いてあるといったようなもの。

それらを踏まえて、今度はヒアリングを行った。会計処理方法、それから、支出項目の区分の分類のほかに、上記に支出の状況が確認できなかったものについてもヒアリングを行うということで、その結果は以下のとおりであった。

(1)は支出項目の分類のこと。それから、領収書等の亡失については、領収書等亡失一覧を会計責任者に作成させて、それを提出させ、さらにそれを別添で監査報告書に添付をするということ。それから、(3)は、人件費については、ちゃんと出しているんだと回答があった。それから、高額領収書等も、自分の団体あてだと回答があった。徴難明細についても、これこれ具体的にはこういう事情であったといったような記載を行いまして、それを踏まえて、監査結果三.としては、領収書等を亡失したものを除き、以下のとおりであった。ここで、以下のとおりの1.、2.、3.、4.は先ほどと同じですが、やはり支出の状況が確認できないものがあるということについては、ここで明記をするということでございます。領収書等亡失したもののほかにも、何か確認できなかったものがあれば、ここに追記をしていくことによって、一応確認できなかったものというのが明らかになるということでございます。

続きまして、7ページの方は、幾つか書面監査に加えて、支出の状況を確認するものがある場合に、ヒアリングを行った結果を記載していくということで、先ほどの事務所の問題、他の政治団体に対する支出、それから、公選法に関連することについてヒアリングを行った結果、それぞれ説明があった、回答があったといったようなことを記載した上で、これにつきましては、三.のところは最初の何ら問題のないものと同様に、1.、2.、3.、4.を記載することでどうかというのが1つの案でございます。

なお、これに関連しまして、資料Gの論点6というのがございますので、そちらもあわせて御説明をさせていただきたいと思っております。先ほど、支出の状況が確認できないものについて、会計責任者に領収書等の亡失一覧を作成させて提出させる。それで、それを監査報告書に添付するというふうにはしているんですが、それにつきましては、そもそも法律上は領収書等をなくしちゃいけませんし、とり忘れちゃいけませんので、亡失一覧みたいなものが出てくるということは、それ自体法律に従っていない、違反しているということになってしまうのではないかという問題がございます。そうなりますと、それら亡失一覧が監査報告書に添付されて閲覧に供されますと、閲覧した方から、徴収義務違反ではないかといったような告発が出されることもあるのではないかと。また、その提出を受けます都道

府県選管、また総務大臣の方は、そういう書類がある以上、公務員として告発すべきではないかという指摘もあり得るのではないかということで、その点についてどう考えるかということでございます。

監査報告書につきまして、以上でございます。

【上田委員長】 この点につきまして、御質問なり御意見はございますでしょうか。

【牧之内委員】 ちょっと、じゃあ。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 この監査報告書の中身ですが、基本的にちょっと書き過ぎだと。一番最初の鏡文の中で、政治資金監査マニュアルに基づいて行ったというふうに書いてあるわけですから、ヒアリングをどうしたとか、書面審査をどうしたとかというものは書く必要がないんじゃないかと。例えば、何も問題がなかったら、3ページの三.、結果は以下のとおりであったと、これだけが書いてあればいいんじゃないかということで、一.、二.は、まずこの場合は要らないんじゃないかと。

それから、次の5ページで、以下の問題があった場合ですけれども、これは6ページで何々を除き、ちょっと表現はいろいろ意見があろうかと思いますが、「領収書等亡失したものを除き、以下のとおりであった」という、いわゆる三.の表現で、何か問題等があったものをどう付記するかという話であって、ヒアリングの結果、こういう説明があった、こういう説明があったというようなことを一々書く必要はないのではないかと思いますし、逆に聞いて、そういう回答があったらそこでとまったんですかということにもなりかねないし、ヒアリングを行って回答を得るだけではなくて、やはりそこにはいろいろなやりとりも指摘もあり、指導もあるわけですから、そういうものを一々書くわけにはいかないわけです。だから、最後の結果だけが、この報告書には書いてあればいいのではないかというのが私の意見です。

【上田委員長】 小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 小見山でございます。私どもも同意見でございまして、内容として監査報告書というのは、非常にわかりやすいものであるべきではないかと思います。例えば、こちらの方の1番目の鏡のところに書いてあります「1. 監査の概要 (1) 私は」というところは、財務諸表監査と全く同じような形で書かれておりまして、監査の対象とか、そういうものを明言されて、その順番がなっているんですが、この2番目、3番目は大変大切でございまして、1番目は、2のところがある程度書いてあれば、何年度の監査であれ

ばわかるのではないかとっているものもございます。

それから、今、牧之内委員のおっしゃったような形で、結論のところも書面監査の結果とヒアリングの結果に分けて出す必要もないのではないかなという意見もあります。監査の結果だけ出せばいいのではないかなと。問題は、問題があったときですよ。問題があったときに、どのように責任を我々の方で明確にするかということございまして、このときは、ちょっと逆に、ある程度自分たちのところをはっきりさせておかないと、責任がこちらに転嫁されるんじゃないかなと思われま。

ただ、そのはっきりの仕方が、今も牧之内委員のおっしゃったように、非常に書きぶりがつらいところがございまして、途中でやめたということになりますと、何でやめたんだとか、何で訂正できなかったというような話にも、もちろん当然なまいます。それから、亡失した領収書に関しては、今後、どういう一覧を出されるかということに対して御検討されると思いますが、亡失した、なくした領収書があるんだということを書くだけじゃなくて、何枚あるんだということも書かなくてはいけないのかというようなことも実はございます。一覧表にしまして、全部書き出すのか、それでなければ単に枚数を書くのかというようなところも、さらなる検討が必要なのではないかと思います。

結論から申しますと、例えば、問題ないところは短い報告書で済むような形ができないかなと。問題がある場合は、ちょっと検討の必要性があるかもしれませんけれども、以上のように思っております。

【上田委員長】 池田委員、どうぞ。

【池田委員】 私も結果だけでいいと思います。

【上田委員長】 谷口委員、いかがですか。

【谷口委員】 強い意見はございません。

【上田委員長】 ちょっと私の本当に個人的な感触で言うと、様式の中で、「1. 監査の概要」がありますね。中の(3)とありますが、出だしが「私の責任は」とくるんですよ。何か言葉が強いような気がしてですね。「監査を行ったので報告する」で済まないものかと。おそらく会計責任者の、会計責任者という責任と対をなすために責任とあるんだと思うんですけども、ただこれだけ見ると、えっ、もうここで責任が発生しているのと思うような気がするんですけども、いかがですか、言葉は。

【小見山委員】 実はこの点は、先ほど申したときに、私は除く範囲に入れてなかったんです。私どもは、(2)と(3)というのは、とても大切だと理解してございまして、二重

責任というのを明確にさせていただくのが、まず大前提ではないかなと思いますので、できましたら、これは残していただきたいと思います。

【上田委員長】 わかりました。本当に感触で申し上げただけなので、すみませんでした。

【松崎参事官】 よろしいですか。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 極力簡素な報告書にすべきだという御意見かと思いますが、それと何かあった場合にどの程度書くのかということで、小見山委員からも御指摘がありまして、私ども、ヒアリングを行ったことについて何か書いておかないと、例えば、領収書のおかしなものについて、何も書いていないと確認すらしなかったのかということになってはいけないかなということで、それはヒアリングの中でちゃんと確認しましたと。その上で、支出の状況がちゃんと記載されていたとする必要があるかなと思ったんですが、もし最後の4項目だけあると、領収書を見たときに、あて名がないじゃないかとか、見たのかと。その言い訳として、先ほど小見山委員がおっしゃられたように、何かあったときにどこまで書くのかということは、やはりちょっと検討が必要かと思っております。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 だから、当然領収書がないとかいうようなものは書かなきゃいけないんだろうと思うんです。ただ、例えば、5ページにあるように、支出項目の区分の分類をヒアリングして、その結果、記載要領に照らして誤りがないとの回答があったと、こういうようなのは要らないということです。やはり問題点だという認識をして、これらはやっぱり残しておく必要があるというものは書かなきゃいけないけれども、監査の経過みたいなもので、一応問題は片づいたものと考えられるものを、一々ここで載せる必要はないだろうということです。

【上田委員長】 ほかに御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。
参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 あともう1点、資料の方で、チェックリスト、資料Eというものについて御説明をさせていただきたいと思います。これにつきましては、前回駆け足でばらばらと見ていただいただけであったんですが、基本的にチェックリストでありながら、イエス・ノーで答えられない問いがあって、記述式で、あたかも結果としては監査調書のようにになってしまう点があるのではないかという御指摘をいただいておりますので、基本

的にはイエス・ノーで答えられるものに変えております。

それから、あわせて前回加えてなかったものとしまして、2ページ目のところで、番号の15、16につきましては、政治資金規正法に基づく規制がかかっておりますものについて、ちゃんと守られているということの確認も、あわせてこのチェックリストの中でいただこうということで盛り込んでおります。以上でございます。

【小見山委員】 よろしいですか。

【上田委員長】 はい、小見山委員どうぞ。

【小見山委員】 これは私、位置付けがまた不確定なので、もう一度確認のため御質問させていただくんですが、このチェックリストに従って全部やったかどうかを最終確認するためのものですよということで、これはマニュアルの中で、このチェックリストに従って、全部最終的にチェックしなさいという文言は入ってくるんでしょうか。

【松崎参事官】 そのこのところを入れておりませんで、実施要領のところチェックリストというものをに入れて、適宜使っていただきたいという趣旨です。

【小見山委員】 参考のために使ってくださいと。はい、ありがとうございます。そうしてください。

【上田委員長】 ほかに何かございますか。

では、本日の議論を前提に、事務局の方で、今後の作業といいますか、今後の議論をどのように整理する予定かどうか、ちょっとまとめ的に御発言をお願いします。事務局長。

【丹下事務局長】 本日は、大変御熱心に議論をいただきましてありがとうございます。ようやく指針、マニュアルの中身も大分詰まってきたように思います。本日は論点を中心に御議論賜りました。固まったものについては、本日お配りした資料の中のA、B、Cですね。本体と領収書の話と、それからヒアリングの方針について入れ込む。これを次回までにある程度おまとめして、それがまとまった段階で、政党、あるいは3土業の方に正式にこれをお伝えして、御意見を賜って、それを9月に実施する委員会で、また再度議論するというような方向で、今後、進めてまいりたいと考えております。

それから、御議論のありました報告書の部分につきましては、方針が決まったものをそのまま写し取るという形でございますので、これについてはもう少しもんで、その様式、形式等を御議論賜りたいと考えているところでございます。

【上田委員長】 ありがとうございます。政治資金課長、どうぞ。

【林崎政治資金課長】 すみません、ちょっと戻って恐縮なんですけど、先ほどの資料G

の論点6に関連して、領収書等亡失一覧といったものが出てきた場合に、私どもの方に、総務大臣の方に領収書等をなくしたというのが出ています。領収書をなくしたということは法違反だよねと聞かれば、私どもとして、法の解釈としては、それは法違反ですと答えざるを得ないことにはなりません。ただ我々としては、形式審査権の範囲内でどこまで確認するのか、できるのかといったような我々の立場としてという部分がありますし、先ほどの論点6の中に書いてあるように、法違反なんだから、起訴すべきじゃないかとかいったような話が起きるおそれもあります。そこら辺は、我々としては非常に気になるところではあるんですけども。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 その点なんですけれども、おそらく誰かが告発をするということにはなるんだろうと思いますが、その場合は要するに、故意又は重過失でなければうやむやというか、罰せられることはないということですよね。ですから、当座、本委員会として問題になるのは、監査人としては、これは重大ではない過失であろうというふうな心証を得て、その亡失一覧を提出したというような形式を整えられるかどうかということ。それから、形式が整えられなかった場合に、3士業法の方で監査人に対して不利益が及ばないかを確認すること。先ほど池田先生がおっしゃった、税務上の不適切な処理があった場合というのは、多分そことの絡みになってくるんでしょうけれども、そのところを確認しての処理というのが大事になってくるのかなと思います。

【林崎政治資金課長】 よろしいですか。

【上田委員長】 政治資金課長。

【林崎政治資金課長】 ここでまた重過失ということで、大雨被害に遭って流されたとかというのは大丈夫だと思いますが、ぼんやりしていてなくしてましたというと、これは重過失の方に当たってくるようなことというの、普通そうかなという感じはするんですが。

【上田委員長】 これは法律の立て方はどうなってます？ 罰則の立て方は。

【林崎政治資金課長】 罰則の立て方は、重過失も罰するということになっております。ですから、重過失も罰するので、いやいや、ちょっととっておいたはずなんだけど、どこ探してもないんですよという、世の中にありがちな状況というのは、重過失なんじゃないのかなという感じもするものですから、ちょっと悩ましいところではあるんですけども。

【上田委員長】 過失のとらえ方の話で、刑事法の分野になりますけれども、重過失というのは、重大な手落ち、ぼんやりは普通はされないですね。

【林崎政治資金課長】 ぼんやりはセーフなんですか。

【上田委員長】 セーフなんですね、普通は。普通の過失はですね。普通の過失としては。

【林崎政治資金課長】 いや、それは権威がそう……。まあ、ちょっと気になったものですから、私の方から。

【上田委員長】 ぼんやりにもいろいろありますけどね。

【小見山委員】 そうなってくると、結果論が全然違いますね、報告書の書き方が、結論が。もしそういうのが1枚でも出てきますと。

【牧之内委員】 ただ、一覧表を出す、出さないにかかわらず、要するに、領収書を紛失していたよということが現実にはわかれば、報告書に何か触れざるを得ないでしょう。そうでないと、監査人の方に責任がいつちやいますからね。ぎらぎらするかどうかという話だけ。

【林崎政治資金課長】 ええ、まさにそうですね。非常に大っぴらに、胸を張ってなくしていますという感じになるものですから。

【松崎参事官】 我々も、領収書等亡失一覧で、正面切ってなくなっていますという言い方のものなのか、支出項目として、領収書と突合できなかったんで、不突合一覧とか、あいまいにする表現というのはあるんですが、結局、なぜ会計帳簿と証拠書類とが不突合なのかといたら、証拠書類がないからというところに帰結するので、名称をごまかしたとしても、間違いなく告発されるとしてもいたし方ない。それを監査で明らかにしないと、結局は監査人の方が見てなかったということになりますので、監査する側からすると、そちらのリスクの方がより高いのかなというのを考えて、こういうふうに整理をしています。

【上田委員長】 ほかに何かこの機会に御意見ございますか。

【小見山委員】 もしできましたら、細かいことなんですけれども、資料の4のところなんか、監査指針ではなくて、政治資金監査の指針とか、そういう表現に統一していただけるとありがたいかなと。9ページです。頭のところですね。監査指針と書いてあります。政治資金監査の指針とかね。一般指針とか、個別指針はいいんですけれども。

【松崎参事官】 この全体として、政治資金監査に係る具体的な指針という中の1、2、3、4、5と最終的にはなってますので、ここのところは……。

【丹下事務局長】 なくてもわかると思いますけれどもね。

【小見山委員】 ああ、そうですね。

【松崎参事官】 ええ。全体のところでございますので。

【小見山委員】 頭だけがそうなっているのですね。

【松崎参事官】 ええ。確かにこうやって分けてはいるんですが、最終的には全部くっついてくるのを今回はあえて分けて、この部分だけは全文じゃなくて、論点を盛り込みながら出している資料ということで、御了解をいただければと。最終的には、頭にちゃんと政治資金監査の指針というのがあった中での1、2、3、4ということの中での4番目です。監査指針のままでもどうかとは思いますが。

【小見山委員】 わかりました。資料1が、政治資金監査という言葉の中の目的になっていますから、その指針という言葉がいかがかなと思っただけです。

【丹下事務局長】 一応記者会見で、口頭で補わさせていただきます。

【小見山委員】 はい。

【上田委員長】 そのほかに事務局から、この機会に何か御説明ございますか。

【松崎参事官】 本当に最後の1枚紙の資料でございますが、研修につきまして、現時点で事務局の方でこんなイメージを持っているというものを御説明させていただきます、相場観といいたいでしょうか、もし御意見がいただければということでございます。

資料H、研修についての案でございますが、1、研修の対象者。これは登録された監査人の方になります。研修内容としまして、今のところ政治資金規正法の概要等と、現在御議論いただいております監査マニュアルの説明、総論・各論等とあわせまして、半日程度の内容を想定しております、研修の手数料につきましては、実際にかかる経費の範囲内で政令で定めるということになっておりますが、いろいろ計算してみますと、5,000円程度になるのではないかと書いております。

下のところに政治資金規正法の抜粋がございますが、一番下に下線を引いておりますが、「実費の範囲内において政令で定める額の手数料を徴収することができる」ということで、実費の方の積算をやっていきますと、会場費とかいろいろ入れていくと、本当はもっとも高くなっていきますので、実費の中にどういう経費を入れるかということも、今後、財務省と整理をしていかなければいけないんですが、今は会場費は、国の役所の会議室を使ったりとか、いろいろなことを考えますと、会場費がかかる場合、かからない場合、それから、何カ所でやるのかとかいろいろなことまでありますと、なかなか精緻な積算には

ならないということで、会場費は除いております。そういう中で、人件費、物件費でこういう金額で、おおむね5,000円程度となりますので、5,000円というのがめどかなということで、現在考えているものでございます。以上でございます。

【上田委員長】 ありがとうございます。そのほかに、本日のこれからの予定について何かございますか。

【松崎参事官】 もう以上で。

【丹下事務局長】 以上ですね。はい。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。

では、次回の委員会の開催等につきまして、事務局の方から説明がございました。

【松崎参事官】 次回の委員会につきましては、8月8日の午後に予定をさせていただいております。8日は総務省の方になりますので、場所があっち行ったりこっち行ったりして恐縮ですが、そちらの方によろしくお願ひしたいと思います。次回は、基本的にその場で公表できるマニュアルと、それから、補足する部分を御確認いただいて、御議論していただく中で、最終的にはそこに公表するというところまでお願ひをしたいと思います。以上でございます。

【上田委員長】 では、本日は長時間にわたり熱心に御審議いただき、ありがとうございました。